

障害のある方の

障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について



障害のある方が介護保険の被保険者（おもに*65歳）となり、介護保険による要介護認定を受け、介護保険サービスが給付可能となった際には、社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、介護保険サービスを優先して利用することになります。

このリーフレットでは、障害者総合支援法による障害福祉サービスと介護保険法による介護保険サービスの制度説明とともに、年齢を重ね、高齢者となっても障害のある方が適切なサービスを受けて生活を続ける事を目的に作成しています。

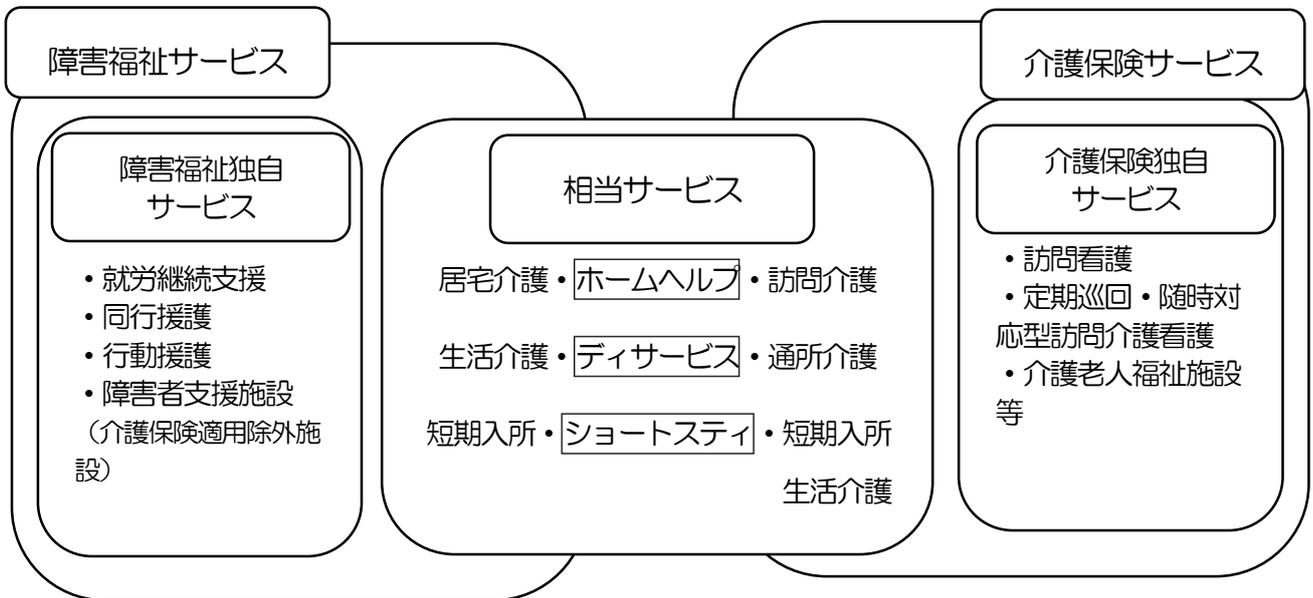
1. 障害福祉サービスと介護保険サービスの関係

適切なサービスを受けて日常生活を送るため、年齢（表1）やサービスの関係（表2）を参考に、利用希望のサービスにより申請手続きを行い、サービス提供事業所と契約し、サービス利用開始となります。

（表1）年齢によるサービス利用可能な範囲

	介護保険法による		生活保護受給者
	特定疾病なし	特定疾病該当者	
～39歳	障害福祉サービス		
40～64歳	障害福祉サービス	介護保険サービス	障害福祉サービス
65歳～	介護保険サービス（障害福祉サービス）		

（表2）障害福祉サービスと介護保険サービスの関係



・障害のある方の利用意向を障害福祉課の地区ケースワーカーが聞き取りを行った結果、下記①から③に該当し、障害支援区分が認定された場合には、障害福祉サービスを利用することができます。

①ケアプラン上、介護保険サービスのみによって確保できない。

②利用できる施設が身近にない、定員に空きがないなど介護保険サービスの利用が困難な場合

③介護保険要介護認定結果が非該当の場合

・介護保険サービスと障害福祉サービスを併用利用の場合、居宅サービス計画または介護予防サービス計画（ケアプラン）において、対象者が必要とする障害福祉サービスについても位置づけが必要です。

2. 介護保険サービスの概要・サービス利用の流れ

サービスの概要

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態のときに申請します。

主に入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練・看護および療養上の管理、医療が必要な方が日常生活を営むことができるように支援できる制度です。



利用者：1号被保険者 65歳以上の方
2号被保険者 40歳から64歳までの特定疾病（16疾患）の診断がある方

利用者負担：原則1割（一定所得以上は2割・3割負担がある。）

応益負担 サービスの量に応じた負担 要介護度に応じて上限金額がある。

*高額介護サービス費 利用者負担が高額の際には、世帯の課税状況で上限を超えた分は申請により支給されます。

サービス利用の流れ

- ①相談する : ご本人にどのような支援が必要か。手続き・継続的な相談などお話しします。
- ②要介護認定の申請 : 介護保険課、地域福祉課、各健康福祉センターで申請できます。
その際、介護保険証、主治医の氏名・医療機関等を申請書に記入し申請します。
- ③訪問調査 : ご自宅（病院・施設等）で調査員が主にご本人の様子を調査します。
- ④主治医の意見書 : 申請書に記載された主治医に市役所から記載依頼し、直接市役所へ返送されます。
- ⑤要介護認定 : ③、④の結果を認定審査会にて審査し、要介護認定が決定します。
申請から30日以内（現状、45から60日程度）に認定結果を通知します。
- ⑥要介護1～5の場合、居宅介護支援事業所に連絡 : ケアマネジャーを依頼、契約します。
- ⑦ケアプランを作成 : 相談しながら、必要なサービスを調整し、サービス利用に向けて作成します。
- ⑧サービス利用開始 : ご本人（ご家族）、ケアマネジャー、サービス提供事業所でサービス担当者会議を行う。サービス提供事業所とも契約をして、サービス利用開始。

*要介護認定結果で

- 要支援1・2の場合は介護予防として、地域包括支援センターと相談の上、日常生活の相談を行います。
- 非該当の結果の場合、元気で生き生きと生活し、要介護状態にならないようにするための教室（総合事業）で生活を支援します。

*1号被保険者となる65歳になる1か月前に介護保険課より介護保険者証が発送され、介護保険申請が可能です。生活保護受給者は生活福祉課職員と相談して申請となります。

*要介護認定の申請日より暫定利用（サービス利用開始）は可能です。審査結果により自費になる事があります。

※ 福祉用具も暫定利用ができます。障害のある方の状況に個別対応することが必要と判断される装具等については障害福祉サービスでの補装具費より支給になります。

〈問い合わせ先〉 介護保険課

介護認定の申請 認定係 046(822)8310
介護サービスの給付に関すること 給付係 046(822)8253

3. 障害福祉サービスの詳細・サービス利用に向けて



サービスの概要

障害（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害）のある人、難病の人が安心して地域で自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、一人ひとりの障害状況や生活状況に応じて利用できるサービスです。

また、障害福祉サービスは、全国共通の基準の「自立支援給付」と市町村が地域の特性を考慮して提供される「地域生活支援事業」の2つに分かれています。

利用者：身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある人
難病等により一定の障害がある人（国の定める疾患）

利用者負担：原則一割負担

サービスの利用者の所属する世帯の所得に応じた区分により負担上限月額が設定

（生活保護・市民税非課税→0円、

市民税課税（所得割16万未満）→9,300円、上記以外37,200円）

※新高額障害福祉サービス費 65歳になる前5年間に継続して、※1特定の障害福祉サービスを利用し、引き続き、※2特定の介護保険サービスを利用した場合、サービスの自己負担額をお支払いするものです。

※1障害福祉相当サービス：居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

※2介護保険相当サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能居宅介護

サービス利用の流れ

- ①相談する：ご本人にどのようなサービス支援が必要か。手続き・相談などお話しします。
- ②申請：障害福祉課で申請します。
- ③調査：障害福祉課の地区ケースワーカーと調査員がご自宅等でご本人の様子を調査します。
- ④主治医意見書：申請時、医師意見書をお渡しします。ご本人がかかりつけ医に記載依頼し、病院から直接市役所へ送られます。
- ⑤認定（障害支援区分）：③、④の内容を認定審査会（会議）にて審査し、障害支援区分が決定します。申請からおおよそ2～3か月かかります。障害支援区分が書かれた書類が郵送されます。
- ⑥サービス等利用計画案を作成：相談支援事業所（の相談員）と契約し、作成を依頼。
セルフプランの場合、（必要時）地区ケースワーカーがお手伝い、作成します。
- ⑦サービス等利用計画を提出
- ⑧受給者証発行（支給決定）：提出されたサービス等利用計画を参考に、ご本人が使えるサービスを障害福祉課で検討し、決定します。サービスの量・種類、有効期限が書かれた「障害福祉サービス受給者証」が発行され、郵送されます。
- ⑨サービス利用開始：ご本人（ご家族）、サービス提供事業所、相談支援専門員や地区担当ケースワーカーでサービス担当者会議を行う。サービス提供事業所とも契約をして、サービス利用開始します。

※生活環境や使用したいサービスの変化があった際には、地区ケースワーカーにご相談下さい。相談支援事業所と契約をしている方は、相談支援専門員と定期的なモニタリングや相談でサービスが生活にあっているかどうかを確認します。

※障害福祉サービスの暫定利用はできません。

《問い合わせ先》 障害福祉課 障害福祉サービス係 046（822）8249

4. 地域での生活を応援します！

障害福祉サービスも介護保険サービスも支援する役割や名称は違いますが、日常生活には力強い支援者です。地域でサポートができるようにお手伝いします。



地域福祉課（ほっとかん）

市役所内での福祉の総合相談窓口。主に高齢者の支援や成年後見制度利用に関する相談を行います。

障害者基幹相談支援センターが併設されており、障害者支援職員向けのバックアップ支援機能もあります。

障害福祉課

地区ごとに担当ケースワーカーがいます。障害福祉サービス利用など相談や支援を行います。セルフプラン利用者の支援や介護保険制度利用に向けての案内・相談・支援を行います。

介護保険課

介護保険に関することを全般に行います。主に介護保険サービスの申請、介護認定、介護給付、介護保険料に関すること、高齢者福祉に関することなどを行います

障害者相談サポートセンター

市内5か所にあります。障害がある方が、地域で生活をする際の日常生活での一般的な相談や支援を行います。



地域包括支援センター

市内12か所、地区ごとに担当のセンターがあります。高齢のみなさんやご家族、地域の人からの相談をお受けします。生活全般に関する地域情報の提供や介護保険サービスの使い方、ケアマネジャーに関するご相談にお答えします。

相談支援専門員

ご本人が日常生活をする上で相談支援専門員と相談し、サービス等利用計画を作成し、サービス等の調整を行います。定期的にモニタリング等を行い、支援体制を整えます。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護認定で主に要介護1から5で介護サービスを利用する際に契約し、利用します。日常生活を介護保険サービスの利用で生活ができるかご本人と相談し、サービスの調整を行い、ケアプランを作成、サービス利用に向けて支援します。

サービス提供事業所（障害福祉）

相談支援専門員と相談した計画やセルフプランに基づき、サービス提供事業所と契約し、サービス利用します。
*介護保険サービスが行えるサービス提供事業所もあります。

サービス提供事業所（介護保険）

ケアマネジャーが作成した計画にもとづき、サービス提供事業所と契約し、サービス利用します。
介護保険サービス内での提供もありますが、制度では受けられないサービスを自費で依頼することも可能です。
*障害福祉サービスも行えるサービス提供事業所もあります。